

議案第 9 号

附属機関条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むための機関として、「学校運営協議会」を設置するため、この条例案を提出するものです。

また、同協議会の委員に係る報酬について規定するため、非常勤特別職職員報酬等条例の改正もあわせて行ないます。

## 附属機関条例の一部を改正する条例

附属機関条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号の表中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2	学校運営協議会	学校の運営及び運営への必要な支援に関すること。
---	---------	-------------------------

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正）

第 2 条 非常勤特別職職員報酬等条例（昭和 60 年条例第 10 号）の一部を次のとおり改正する。

別表教育委員会評価委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	年額 12,000 円
---------	----	-------------

附属機関条例（平成25年条例第1号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるもの又は別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町が設置する執行機関の附属機関は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p>			<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるもの又は別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町が設置する執行機関の附属機関は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p>		
1	教育委員会評価委員会	教育委員会活動の点検及び評価に関すること。	1	教育委員会評価委員会	教育委員会活動の点検及び評価に関すること。
2	学校運営協議会	<u>学校の運営及び運営への必要な支援に関すること。</u>	2	青少年問題協議会	<u>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策についての必要な事項の調査審議に関すること。</u>
3	青少年問題協議会	<u>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策についての必要な事項の調査審議に関すること。</u>	3	総合体育館等指定管理者選定委員会	<u>総合体育館等の指定管理者の選定に関すること。</u>
4	総合体育館等指定管理者選定委員会	<u>総合体育館等の指定管理者の選定に関すること。</u>			

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）新旧対照表

（附属機関条例の一部を改正する条例附則第2条による一部改正）

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
教育委員会評価委員会	委員	日額 7,700 円	職員等旅費条例（昭和48年条例第6号）別表の町長の職にある者の旅費相当額	教育委員会評価委員会	委員	日額 7,700 円	職員等旅費条例（昭和48年条例第6号）別表の町長の職にある者の旅費相当額
学校運営協議会	委員	年額 12,000 円		青少年問題協議会	委員	日額 7,700 円	
青少年問題協議会	委員	日額 7,700 円					